## 特集《東南アジア・オーストラリアにおける知財》

# タイにおける知的財産活動



## 会員 井口 雅文

## 抄 録-

アジアの新興国、とりわけ ASEAN 諸国とのビジネスが、日本企業にとって近時、益々重要性を増している。この中でもタイは日本企業の生産拠点そして俄かに消費市場としても非常に重要視されてきた。この十数年の間、タイの知的財産制度は国の発展とともに大きく様相を変えて来た。そして 2009 年 12 月には、東南アジアの大国としては最後の PCT 加盟を果たし、特許制度の国際社会の表舞台についに出てきた。本稿では、タイの知的財産制度を概観し、特許制度に焦点を当てて日本の制度の違いを中心に、特許制度、小特許制度、意匠制度の骨組み、手続きについて紹介した。また、特殊裁判所である知的財産裁判所について触れ、タイ知的財産局の組織、予算など、その周辺組織についても概観する。最後に、現地での弁理士活動、日本とタイとの協力関係について現状と展望や将来の制度改正について語る。

## 1. はじめに

タイと最初に関わったのが、今から約18年前の93 年である。当時、91年の流血事件の記憶が新しかった 頃、そしてタイの商務省で商標部門と特許部門、そし て教育省の著作権部門が統合されて、新たに知的財産 局が発足した間もない時期である。93年から2年間 の JICA (当時の国際協力事業団, 現在は国際協力機 構) 個別派遣専門家として、タイ商務省で勤務し、そ の後もタイと関わり続けて今日に至っている。この間 に、風景は一変し、高層ビル群、高架鉄道、高速道路、 巨大な新空港、地下鉄、高速鉄道(エアポートリンク) と、インフラは急速な勢いで整備され、バンコク都心 部の暮らしは日本の街中と変わらない位になってき た。日本との関わり合いでも、 当時2万人程度の在タ イ日本人(在留邦人)数が、今では4万人(2010年10 月時点で4万7千人で、米国、中国、オーストラリア に次いで第4位)となり、日系企業数も数千社に及ぶ 巨大日本人社会(日系企業が組織する日本人商工会議 所では1316社(2010年10月時点)が登録されてお り、この数は、海外での日本企業集団としては、上海 についで第二位の規模である)が現出している。タイ は本当に大きな成長を遂げた。が、その一方政治不安 や社会不安,経済危機は後を絶たず,97年アジア経済 危機, 06 年軍事クーデター, 08 年空港閉鎖事件, 10 年 UDD 反政府組織によるバンコク中心部占拠事件と, 実に国を揺るがす大事件が続いている。これに加えて 自然災害においても 04 年インド洋大津波や 10 年の地 方各地に起きた大洪水もある。

また,これら社会的事件も知的財産制度と無関係ではない。知的財産制度は、タイ国内においてその社会的影響力が非常に強いのも日本には無い特徴である。新聞記事に現れる頻度も高く、知的財産についての対米交渉では、会議場地域で1万人規模の集会が開かれるのも通常の出来事である。その全てを身近に経験し、恐らく唯一人であろうタイを中心に活動する日本人弁理士として、私の目で観察したタイの知的財産制度、特に特許制度の近況とその周辺部分、そして知的財産活動について、本稿を借りてわずかであるが、紹介したい。

## 2. タイの知的財産制度

古くは19世紀から著作権法(国会図書館の書籍複製禁止が原型と言われている)が存在し、1930年頃に商標法、1979年に特許法創設と徐々に整備されてきている。WTO加盟(1995年)後に、営業秘密法(2002年)や半導体回路保護法(2000年)、地理的表示保護法(2003年)などが整備されている。他の国との比較において、特徴的な法律は、伝統的医薬サービス保護法

(1999年),種苗法 (2000年)であろう。どちらも生物多様性条約 (2004年加盟)をにらんで、特に遺伝資源である薬草などの植物を保護することを目的の一つとして創設されている。特に、種苗法では、日本の種苗法とは違い、新品種の植物保護だけでなく、一般在来種植物においても、その研究目的又は商業目的採取においての政府からの許諾が必要となっている点、注意が必要である。

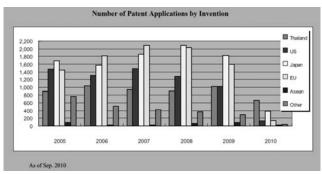
権利(日本法で言う)	権利対象	該当するタイの法律
特許権	発明	特許法
実用新案権	考案	特許法
意匠権	意匠	特許法
著作権	著作物	著作権法
育成者権	植物新品種	種苗法
集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
商標権	商標	商標法
商号権	商号	商法
営業秘密権	営業秘密	営業秘密法

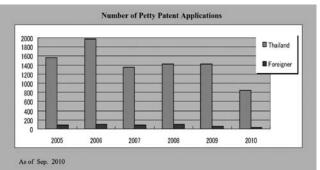
※伝統的医薬サービス保護法

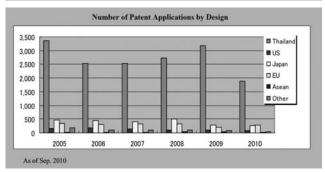
#### ※地理的表示法

これらの知的財産制度を取り巻く国際的な条約への加盟状況において、ようやくタイはこの数年でパリ条約、PCTに加盟し、国際的な場に本格的に登場した。さて、どの程度知的財産制度が利用されているのだろうか。特許・小特許・意匠と以下のグラフを見て戴きたい。

特徴的なのは、特許では約9割弱が外国からの出願 (年々国内出願が増加しているが)であり、小特許(日本の実用新案に相当)では、そのほとんどが国内からの出願、意匠においても7割が国内出願である。他の東南アジアの国々と比較して、際立っているのは、こ







(出典:日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト 2010 年)

の小特許と意匠出願の多さである。これは、国内での 知財創造活動がこの分野に集中していることを示して いる。

		○:整備、加入済み ◎:2008-09年度に改正、加入 <i>○×:検討中との情報</i>											
		ブルネイ	カンボシア	イント・ネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンカ・ホ・ール	タイ	ベトナム	インド	日本
	特許法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国	実用新案法 (小特許)	×	0	0	0	×	0	0	×	0	0	×	0
内法	意匠法 (デザイン特許)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商標法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	著作権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	WIPO設立条約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	WTO · TRIPS	0	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0
条	パリ条約	X	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
木約	特許協力条約	X	X	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
ניה	マト゛リット゛・フ゜ロトコル	×	×	X	×	×	X	X	0	X	0	X	0
	商標法条約	×	×	0	×	×	×	×	X	×	×	×	0
	ベルヌ条約	0	×	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0

(出典:ジェトロ)

では、特に本稿での関心の中心である特許制度に焦点を当て以下、紹介したい。

## 3. タイの特許制度

タイの特許制度は、発明特許(日本の特許に相当)、 小特許(日本の実用新案に相当)、意匠が含まれている。この中で、まずは発明特許について紹介する。

日本との比較でどこが違っているかを全て取り上げることはできないが、主だった点について、説明したい。

- ① 特許の不特許事由(特許法第9条)で、自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物、が入っている点である。従って、例えば土壌からスクリーニングされた微生物で、新規な微生物は登録されないのである。また、植物の抽出物も不特許事由となっている点に注目されたい。
- ② 審査請求は公開後から5年以内とされ、出願から 起算するものではない。また、公開公報は、出願後 に公開されると規定してあるだけで、何ヶ月後に公 開されるかは定かではない。(特許法第28条,第29 条)
- ③ 登録前の異議申し立て制度を擁している。公開日から3ヶ月の申し立て期間があり、これを逸すると、 無効裁判(審判事由ではないため裁判となる)となる。
- ④ 新規性の判断基準(第6条)
  - 「(1)特許出願日前に国内において既に存在する又は 広く使用されている発明
  - (2)特許出願日前に国内外において頒布された文献 又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されて いる発明。その開示は文献、印刷物、展示により行 なわれるものであるか、又は何らかの手段によって 公衆に開示されたものであるかによらない。」

において、国外での公知が含まれていない。この 点、日夕イ経済連携協定(2007 年締結第130条)に おいて、国外公知が含まれたとされているが、未だ 法文改正の見込みはない。

第6条「(3)特許出願日前に国内外において特許権 又は小特許権を得ている発明」が、よく問題となっ ている条項である。この「特許出願日前」というの を、優先日と解釈されない事例が発生している。つ まり、タイ政府窓口への出願前に登録されてしまっ た場合、それはこの条項で拒絶されるのである。昨 年. これについての出願人である米国企業とタイ政 府との審判事件が発生し、審決の結果、米国企業の 審判請求を認めた。タイ政府は未だ知的財産裁判所 に上訴していないが、この審決が実務に反映されて いるかどうかはわからないでいる。私は、日本の早 期審査を利用している出願人に対して、注意喚起し ているのだが、未だこの注意喚起は浸透しないでい る。この場を借りて、紹介しておきたい。日本で は、日本政府を含めて「そんな解釈は有り得ない」 と, される事例が, 東南アジア (特にタイ) では, しばしば発生する場合がある。日本弁理士として肝 に銘じておきたいのは、「相手国には、相手国なりの 解釈あるいはその強硬論者が政府内部に居る」とい う事実である。これを回避するためには、事前にク ライアントにそのリスクをよく認識してもらうこと であろう。とかく日本政府は「…あるべきだ。…必 ず裁判に勝つ」などと、これも強硬な話が持ち上が るが、これを鵜呑みにすると、決してクライアント に対して有利には働かない。ここはまず、リスクを 回避することを最優先させるべきであろう。

⑤ 修正実体審査を採用している。東南アジアの国によっては、シンガポールやマレーシアのように他国の審査結果を即登録として制度化している国もあるが、タイは他国の審査結果を提出する義務のみを定めている。(第27条)従って、実務ではこの他国の審査結果(登録公報や必要に応じて中間書類)を提出し、補正指令を受けて、特許査定となるのが普通である。このような提出義務の規定は無いが、実務上、提出を要請している国にベトナムがある。

では、タイだけに出願されたもの(最近、日本企業はアジアへ優先権を伴わずに出願する例が増えている。また、現地日系企業もタイへの単独出願が多い。)はどうなるのか。この選択肢は二つあり、オーストラリア特許庁への審査委託、あるいは国内の指定(局告示で定めている)された大学や研究機関への国内審査委託が、審査官より指示されるか、あるいは出願人自らが要請できる。近年、オーストラリア特許庁も非常に高額な審査請求費用を要求するため、必ずしも得策ではないが、国内審査委託よりも審査結果の品質は保証できる。

その他,強制実施権規定(第51条)や特許ライセンス契約の政府登録義務(第41条)など日本特許制度と

大きな違いがあるが、紙面の都合上、割愛したい。

次に小特許について簡単に説明する。99 年特許法 改正に国内産業振興のために導入された制度である。 年間千件以上の出願(東南アジアの国々の中でも「小 発明」を保護する制度としては極めて多い出願件数で ある)この権利対象は、発明と同様であり「方法」も 含んでいる。権利期間が出願から6年、2年の2回延 長ができるので、最大10年の期間が得られる。問題 は、新規性と産業可能性のみが審査要件となってお り、しかも無審査登録なのである。

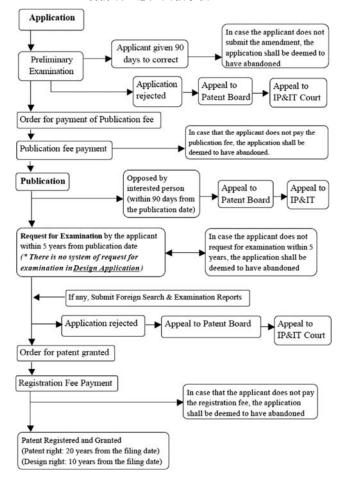
「第65条の2 小特許を受けることができる発明は次の要件を満たすものでなくてはならない。

- (1)発明に新規性があること。
- (2)発明が産業上利用できるものであること。|

この中で進歩性の判断が無いため、権利化後(普通2年後に登録される)に即権利行使を行う権利者が多く、係争事件となる例が激増し、タイ政府及びエンフォースメント機関は対応に苦慮している。恐らく、次期改正案では、この審査要件の中に進歩性が加わる予定である。

次に意匠制度について説明したい。日本との大きな

#### 特許及び意匠出願手続きフロー

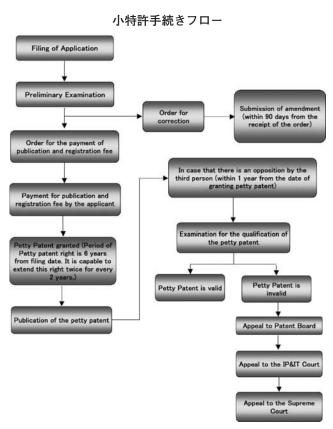


違いは、公開制度を導入しており、公開公報は発行されるが、登録公報はない点である。また、部分意匠制度や関連意匠制度は無い。

新規性の要件では.

「第57条 次の意匠は新規な意匠とはみなさない。

- (1)特許出願日前に国内においてすでに存在する又は広く使用されている意匠
- (2)特許出願日前に国内外において、頒布された文献、 又は印刷物に形状、重要部分、又は詳細が開示されて いる意匠
- (3)特許出願日前に第28条を準用する第65条に基づき公開されたことがある意匠
- (4)(1),(2)又は(3)の意匠に類似しており、模倣と認められる意匠」とされ、国外公知は要件ではなかったが、特許同様、日夕イ経済連携協定により含まれるようになった。しかしながら、現在の改正法案には、この協定の合意結果は反映されていない。



(出典:日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト 2010年)

#### 4. タイの知的財産裁判について

97年12月にタイ知的財産裁判所が開設された。東南アジアではシンガポールに次いで設置された。正式名称は国際取引及び知的財産裁判所である。今はバンコク郊外に一ヶ所(中央裁判所)のみあり、年間数千件の刑事事件処理(多くは商標と著作権の事件)を行っている。これと比較して民事事件は年間約500件程度である。この上級審は最高裁となる。

審理は事件によって異なるが2名又は3名(裁判官と準裁判官)が担当する。準裁判官は数十名居るものの、専門によって担当を割り振られている。ただし、特許事件でも商標専門の準裁判官が担当することがあり、その審理の質において大いに疑問がある。審理に長いもので10年、簡単な刑事事件だと30分で判決が下りる。私の経験では通常の裁判では、2年から3年といったところであろう。

## 5. タイ知的財産制度を取り巻く組織

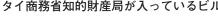
#### 5-1 タイ商務省知的財産局

バンコクから車で約1時間のチャオプラヤ川の河畔に位置する商務省ビルの一画にある。総勢約400名、そのうち特許・意匠の審査官は約40名で審査している。特許部門では、物理、機械、化学と分けられ、それぞれグループ長が居り、グループ毎に数名の審査官が配置されている。予算規模は、年間6億円だが、歳入が10億円で、その差額が一般会計へと繰り込まれる。最近、独立会計を目指しているものの、まだ実現されていない。

	Left over	Cases filed	Total	Cases disposed	Forward
The Copyright Act B.E. 2537 (1994) Selling, having for sale of works infringing the copyright under Sections 27-30 (Section 31)	288		1,630	1,401	229
- Computer program		77			
- Other forms of literary work		14			
- Cinematographic work		365			
- Sound recording		1			
- Art work		343			
- Musical work		487			
- Audiovisual work		1			
- Broadcasting		17			
- Other offences	-	37	-	-	
Total	288	1,342	1,630	1,401	229
2. The Trademark Act B.E. 2537 (1994) - Counterfeiting (Section 108)	29	68	97	92	5
- Immitating (Section 109)	5	1	6	5	1
- Importing, selling, offering for sale of goods	5	362	367	363	4
- Other offences	8	2,192	2,200	2,181	19
Total	47	2,623	2,670	2,641	29
3. The Patent Act B.E. 2522	10		16	10	(
- Invention		-			
- Product Design		1			
- Petty Patent		2			
- Other offences		3			
Total	10	6	16	10	
4. The Trade secret Act	1	-	1	-	
5. Offences related to Trade under Sections	11	45	56	47	
6. Others					
Total of all criminal cases	357	4,016	4,373	4,099	274

(出典:日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト 2010 年)

#### タイ商務省知的財産局が入っているビル

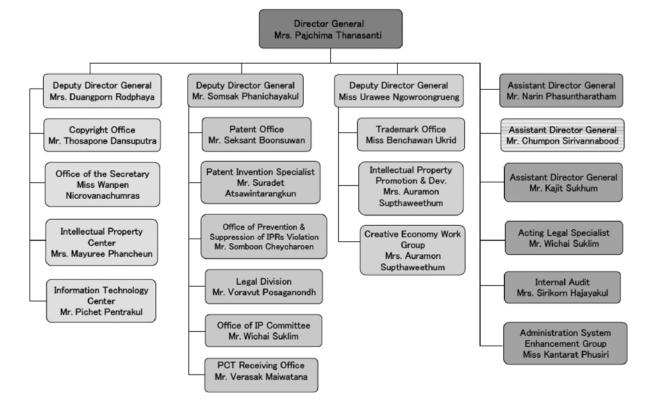








タイ知的財産局受付



## タイ知的財産局人員の年推移

YEAR	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
Government Official/position							
Administration position	13	15	15	15	15	16	15
Technical position							
Patent Examiner	29	29	29	29	29	29	41
Trademark Examiner	18	18	18	18	18	20	16
Legal Officer	26	26	26	26	26	26	32
Supporting Staffs & Others	114	112	111	111	110	107	128
Total	200	200	199	199	198	198	230
Permanent Exployees	45	43	42	42	39	38	36
Temporary Exployees	116	133	-	-	-	-	-
Government Exployees	-	-	134	134	137	138	139
Total	361	376	375	375	374	374	405

Budget & Revenue of Department of Intellectual Property

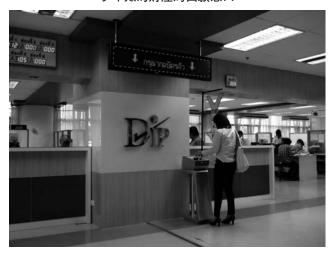
Unit: Million Yen

20	06	20	07	2008		2009	
Revenue	Budget	Revenue	Budget	Revenue	Budget	Revenue Budget	
913.46	352.84	971.68	427.01	976.62	511.73	948.54	659.8

Currency: 1 Baht = 2.7 Yen

(出典:タイ国知的財産局年報 2009)

## タイ知的財産局出願窓口



### 5-2 その他の関連組織

政府官庁としては、以下の関連組織がある。

- · 商務省知的財産局 (DIP, Department of Intellectual Property)
- ・国際取引及び知的財産三番所 (IP & IT Court)
- ・検察庁(Public Prosecutor)
- · 経済警察 (ECID, Economic Crime Investigation Division, Economic and Cyber Crime Division)
- ·司法省特別捜査局 (DSI, Department of Special Investigation)
- ·科学技術省科学図書館(Science Library, Department of Science Service, MOST)
- ・税関 (Customs Departmennt)

#### 6. 日本とタイの知的財産に関連する協力

93年から約10年間にわたり、私を含め多くの専門家が短期及び長期にわたりタイ商務省に入り込んで協力活動を行ってきた。その他、意匠審査協力、特許審査協力、セミナー講師派遣の協力や研修生受け入れ事業などを合わせると、もう何百人もの日本人とタイ人が両国を往来したことになる。その中でも95年より5年のプロジェクトで行われた工業所有権情報センタープロジェクトは、日本政府が誇り得る援助の成功例であろう。このプロジェクトの成果は、現在システ

#### タイ知的財産局特許審査室



ムこそほとんどが更新されているものの、骨組みは未 だに利用されてきている。インターネットで検索でき る特許公報がそれである。

タイ知的財産局コンピュータ室



残念ながら、最近では日本からタイへの大規模な政府間協力は行われていない。むしろ政府間協力としては、日本よりも、EU(ECAPと呼ばれるプロジェクトがあり、そのプロジェクト室が知的財産局内部に設けられている)、韓国などの国々の方が遥かに熱心である。民間協力としては、タイの民間団体であるIPPAT(タイ知的財産振興協会、日本で知的財産研修に参加したタイ人の方々からなる同窓会が母体)に、本年4月より三井化学株式会社から知財専門家がボラ

ンティアとして様々な活動に協力している。これも (以下,検索画面を示すテキストから抜粋) 「官から民へ」の世の中の流れなのかもしれない。



タイ特許検索システムの検索画面

(出典:タイ日工業大学 講義資料 2009)

#### 7. タイの弁理士制度とその活動

タイ政府局告示に定められている。タイ政府が指定する研修を受け(数年前までは1ヶ月程度であったが、現在では5ヶ月以上に及ぶこともある)政府が行う履修試験を受けて、資格が生じるものである。マレーシアのように特許、意匠と分離されてなく、特許も意匠も同じ資格で特許弁理士として資格が得られる。現在、政府に資格登録している数は約2000人、だが実際に知的財産に関する業務を行っているのは、その何十分の一かであろう。最近は、タイ政府の創造経済施策(Creative Economy)によって、大学TLO関係者を特許弁理士として訓練を受ける場合が増えている。

他方,事務所は,大きな法律事務所の一部門を知的 財産関連としたもの,特に商標手続きを行う法律事務 所が多いが,特許,意匠,などの専門的な事務を行う 事務所は本当に数少ない。このような傾向は,他の ASEAN 諸国を見ても,同じような状況である。

## 8. 現地での日本人弁理士の役割と活動

最近,日本では国際的に活動できる弁理士像について盛んに議論されている。しかしながら,私の目から

見る現実の日本人弁理士像は、この理想像には程遠いものである。以下、簡単に現地(ここではアジアを想定している)での日本人弁理士のあるべき姿を述べて みる。

- ・日本国弁理士としての専門知識の活用
- ・現地の知的財産制度及び実務運用に精通
- ・日系企業 (現地法人) へのコンサルで知的財産以上 の広範囲な現地でのビジネス環境の知識経験が必要
- ・タイ政府及び日本政府から信頼されるコネクション となる存在(立場上個人と組織を混同しない分別が 必要)
- ・クライアント (本社) からの指示を現地に正確に伝えるメッセンジャー的役割 (本社と現地法人との温度差を認識)
- ・現地での知的財産に関する様々な社会奉仕活動への 継続的かつ積極的参加
- ・事業として現地活動する場合は、あらゆるバランス 感覚が要求される(現地での社会的責任の自覚)

如何であろうか。常に本やネットに書いてある知識 以上のものを求められるのである。日本で思い描く図 柄と全く違ったハードルに驚くかもしれない。しかし ながら、現地環境に馴染み長年に周辺環境の中で醸成されてくると見えてくるモノが確かにある。今現在、 不肖私もその理想像をひたすら追いかける日々である。

## 9. おわりに(最近の話題を中心に)

2006年タクシン政権が軍事クーデターによって倒れ、軍事政権となった。その一年後に民主政権樹立のための総選挙が実施され、再びタクシン派の勝利(この親タクシン政権は 08 年末の空港閉鎖事件まで続いた)となった。この軍事政権の末期である 2008 年 1月に未だ軍事政権下での国会(タイは上下両院制なのだが、軍事政権だったので一院制の国民立法議会となっていた)にて、パリ条約と PCT 加盟が可決された。我々知的財産関係者にとっては歴史的出来事であった。それは、何も審議することなく何故か国会通過した条約加盟だったのである。そしてパリ条約加盟(2008 年 8 月)、特許法規則改正に暫く時間がかかり、ついに PCT 加盟(2009 年 12 月)が実現したのである。簡単な道のりのように見えて、「奇跡的開国」であったと感じる次第である。

このゴタゴタした期間に、さらに日タイ経済連携協 定が締結された。タイは日本政府の要求により、幾つ かの改正を約束した。しかしながら、現在特許法改正 案(2006年に原案ができたもののまだヒアリングを続 行している)が俎上に載っているものの、日本政府か らの要望(二国間で合意したと思われる事項)は未だ に反映されていない。如何にもタイらしいリアクショ ンの様相である。この特許法改正案には、 例えば部分 意匠制度の導入,登録公報の導入,公開日を出願から 18ヶ月とする、登録前異議申し立て制度の廃止、強制 実施権規定の細則、小特許制度の審査要件に進歩性を 導入などなど多くの改善点が盛り込まれている。ま た. 特許ライセンス契約の政府登録義務をさらに強化 し、登録違反には刑罰を設けるという技術受け入れ国 ならではの工夫(この点マレーシアでは登録義務はな い)が見られる。アジアヘビジネスを展開することは 日本企業として当たり前の世の中になってきた。その なかで、東南アジアの知的財産が各国どのような動き になっていくのかは、企業戦略を練る上で、必須の情 報となってきているはずである。

一般的に制度や運用が、きっちりとした解釈でなされているとは思えないアジアのビジネス環境の中で、本格的にビジネス展開をしなければ、日本企業がアジアで生き残こる可能性は断じて無い。私は、いつも「ファジィ環境の中で如何に生産、販売し、利益を上げるかを、日本企業経営者が考えなければならない」と言い続けてきた。特にタイでは、多くの日本企業が活動している。今後、このファジィ環境を如何に分析し、先を読むかが問われている。知的財産に関する法改正動向、裁判動向などが、その一つの指針となれば幸甚である。

また、最近再び話題となっている ASEAN 共同特許 庁構想について触れておかなければならない。 ASEAN 共同特許庁構想というのは、95年12月にバンコクで開かれた ASEAN 首脳会議で共同特許制度と商標制度という形でぶち上げられた。当時の日本経済新聞の朝刊第一面に大きく載ったものである。しかしながら、それ以降15年の間、ほとんど全く進捗がなかったものである。私の10年以上の在タイ経験から言えることは、共同特許庁構想というのは非現実的である。統一した組織や制度よりも、ASEAN 各国の多様性を許容するような、もっと緩やかな仕組みこそ、現実的な解と言えるのではなかろうか。新たな展開と発想を大いに期待するものである。

本稿を借りて、色々述べてみたが、まだまだ紙面が 足りないでいる。以下に参考資料として列挙するの で、もしご関心のある方は是非紐解いて戴きたい。

#### (参考資料)

「東南アジアの知的財産の底流」知財フォーラム VOL80 (2010年4月) 井口雅文

「タイの意匠保護制度」DESIGN PROTECT 日本デザイン保護協会 No.57. 2003 井口雅文

「模倣対策マニュアル タイ編」ジェトロ (2008 年 3 <sub>日)</sub>

「タイの税関の役割」ジェトロ(2004年3月)

「タイ国知的財産制度」バンコク日本人商工会議所 (2002年)

「アセアンの知的財産事情」特技懇 No.243(2006 年 11 月)天野 斉

(原稿受領 2011. 4. 12)